

観参第943号－2
令和8年3月9日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

標準旅行業約款の一部改正について(周知)

今般、旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款(平成16年国土交通省告示第1593号)の一部を改正する告示を令和8年3月9日に公布し、同年4月1日に施行を予定しているところです。

つきましては、新たな標準旅行業約款に係る下記事項をご了知いただき、旅行業協会非加入の登録旅行業者に対し、下記事項を周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するよう取り計らい願います。

記

1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

旅行業者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合(既に認可を受けている場合を含む。)を除き、改正後の標準旅行業約款(以下「改正標準旅行業約款」という。)と同一のものに変更すること。

また、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行業者にあつては、認可を受けた規定以外の箇所については、今般の改正標準旅行業約款と同一のものに変更すること。

なお、法第12条の3のとおり、今般の改正標準旅行業約款へ変更したときは、法第12条の2第1項の規定による認可を受けたものとみなすため、新たな認可申請は要しない。

2. 旅行業約款の設定及び掲示

旅行業者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款(以下「新旅行業約款」という。)に変更する場合には、令和8年4月1日から、法第12条の2第3項に基づいて、営業所における掲示等を行うこと。

3. 新旅行業約款の適用

新旅行業約款は、令和8年4月1日以降に締結される旅行契約について適用すること。

従って、令和8年3月31日までに締結される旅行契約については、令和8年3月31日以降を旅行の出発日とする場合であっても、従前の旅行業約款を適用すること。

令和8年3月
消費者庁
観光庁

標準旅行業約款の一部を改正する告示について

1. 背景

標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号）別紙特別補償規程第1条第1項では、企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときに、旅行会社が通院見舞金等を支払うこととされている。

今般、医事法制上、解釈運用によって、機動的・柔軟に実施が図られてきた「オンライン診療」について、法制上の位置づけを明確化し、適切なオンライン診療を更に推進していくため、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が令和8年4月1日に施行される。

改正法により、医療法（昭和23年法律第205号）に「オンライン診療」が定義され、患者へオンライン診療を受ける場所を提供する施設として「オンライン診療受診施設」が規定される。これに伴い、通院見舞金の支払いの対象として、オンライン診療を含むことを明確化するため、所要の改正を行うこととする。

2. 概要

標準旅行業約款別紙特別補償規程第9条に規定する通院見舞金の支払いについて、「通院」の定義に、オンライン診療受診施設に通うことを追加するとともに、「オンライン診療」を含むことを追加する。

3. スケジュール

公布：令和8年3月9日（月）

施行：令和8年4月1日（水）（※改正法の施行の日）

○消費者庁告示第一号
観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

消費者庁長官 堀井奈津子
観光庁長官 村田 茂樹

標準旅行業約款の一部を改正する告示

標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	別紙 特別補償規程 (通院見舞金の支払い) 第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院、診療所又はオンライン診療受診施設に通い、医師の治療を受けること（往診及びオンライン診療を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二 (略) 25 (略)
改正前	別紙 特別補償規程 (通院見舞金の支払い) 第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二 (略) 25 (略)

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。